

主眼事項及び着眼点（指定計画相談支援）

| 主眼事項                 | 着 眼 点   | 根拠 法 令   |
|----------------------|---|--|
| 第1 基本方針              | <p>(1) 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(利用者等)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立て行われているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</u></p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> | <p>法第51条の24<br/>平24厚令28<br/>第2条第1項</p> <p>平24厚令28<br/>第2条第2項</p> <p>平24厚令28<br/>第2条第3項</p> <p>平24厚令28<br/>第2条第4項</p> <p>平24厚令28<br/>第2条第5項</p> <p>平24厚令28<br/>第2条第6項</p> |
| 第2 人員に関する基準<br>1 従業者 | <p><u>(1)</u> 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定計画相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定めるものをいう。)を置いているか。</p> <p>(ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。)</p>  | <p>法第51条の24<br/>第1項<br/>平24厚令28<br/>第3条<u>第1項</u><br/>平24厚告227</p>   |

| 主眼事項                           | 着 眼 点  | 根 拠 法 令                                |
|--------------------------------|--|--|
|                                | <p>(2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数の合計数）が35又はその端数を増すごとに1となっているか。</p> <p>(3) (2)に規定する計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数となっているか。</p> | 平24厚令28<br>第3条第2項                      |
| 2 管理者                          | <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。)</p>  | 平24厚令28<br>第4条                         |
| 第3 運営に関する基準<br>1 内容及び手続の説明及び同意 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>  | 法第51条の24<br>第2項<br>平24厚令28<br>第5条第1項   |
| 2 契約内容の報告等                     | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p>  | 平24厚令28<br>第6条第1項<br>平24厚令28<br>第6条第2項 |

| 主眼事項                       | 着 眼 点   | 根拠 法 令                                       |
|----------------------------|---|--|
| 3 提供拒否の禁止                  | 指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。  | 平24厚令28<br>第7条                               |
| 4 サービス提供困難時の対応             | 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。   | 平24厚令28<br>第8条                               |
| 5 受給資格の確認                  | 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第5条第 <del>22</del> 23項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめているか。  | 平24厚令28<br>第9条                               |
| 6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 | 指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。  | 平24厚令28<br>第10条                              |
| 7 身分を証する書類の携行              | 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  | 平24厚令28<br>第11条                              |
| 8 計画相談支援給付費の額等の受領          | (1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。<br><br>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けができるが、支払を受けているか。 | 平24厚令28<br>第12条第1項<br><br>平24厚令28<br>第12条第2項 |

| 主眼事項                 | 着 眼 点   | 根 拠 法 令  |
|----------------------|---|--|
| 9 利用者負担額に係る管理        | <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> | 平24厚令28<br>第12条第3項<br><br>平24厚令28<br>第12条第4項<br><br>平24厚令28<br>第13条                  |
| 10 計画相談支援給付費の額に係る通知等 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、8の(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。</p>   | 平24厚令28<br>第14条第1項<br><br>平24厚令28<br>第14条第2項   |
| 11 指定計画相談支援の具体的取扱方針  | <p>(1) 指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>② 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p>   | 平24厚令28<br>第15条第1項<br><br>平24厚令28<br>第15条第1項<br>第1号<br><br>平24厚令28<br>第15条第2項<br>第2号 |

| 主眼事項 | 着 眼 点  | 根拠 法 令   |
|------|--|--|
|      | <p>(2) 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようしているか。</p> <p>③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> | <p>平24厚令28<br/>第15条第2項</p> <p>平24厚令28<br/>第15条第2項<br/>第1号</p> <p>平24厚令28<br/>第15条第2項<br/>第2号</p> <p>平24厚令28<br/>第15条第2項<br/>第3号</p> <p>平24厚令28<br/>第15条第2項<br/>第4号</p> <p>平24厚令28<br/>第15条第2項<br/>第5号</p> <p>平24厚令28<br/>第15条第2項<br/>第6号</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点  | 根 拠 法 令                      |
|------|--|------------------------------|
|      | <p>⑦ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第2123項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。</p> <p>⑧ <u>相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第5条第8項に定める短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようとしているか。</u></p> <p>(経過措置)<br/> <u>平成30年4月1日前に定められたサービス等利用計画については、本規定は適用しない。</u></p> <p>⑨ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>⑩ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。</p> <p>⑪ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> | 平24厚令28<br>第15条第2項<br>第7号    |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第2項<br>第8号    |
|      |  | 平24厚令28<br>附則3               |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第2項<br>第89号   |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第2項<br>第910号  |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第2項<br>第1011号 |

| 主眼事項 | 着 眼 点  | 根 拠 法 令                    |
|------|--|----------------------------|
|      | <p>⑪⑫ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>⑪⑯ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的な評価を含む。))を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第⑩⑯項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>③ (2)の①から⑩⑯まで及び⑪⑯⑯までの規定は、(3)の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。</p> <p>④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p> | 平24厚令28<br>第15条第2項<br>第⑪⑯号 |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第2項<br>第⑪⑯号 |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第3項         |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第3項<br>第1号  |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第3項<br>第2号  |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第3項<br>第3号  |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第3項<br>第4号  |
|      |  | 平24厚令28<br>第15条第3項<br>第5号  |

| 主眼事項                        | 着 眼 点   | 根 拠 法 令                                      |
|-----------------------------|---|--|
| 12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付 | 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。  | 平24厚令28<br>第16条                              |
| 13 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知  | 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  | 平24厚令28<br>第17条                              |
| 14 管理者の責務                   | (1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていられるか。<br><br>(2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第1から3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。   | 平24厚令28<br>第18条第1項<br><br>平24厚令28<br>第18条第2項 |
| 15 運営規程                     | 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。<br><br>① 事業の目的及び運営の方針<br>② 従業者の職種、員数及び職務の内容<br>③ 営業日及び営業時間<br>④ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額<br>⑤ 通常の事業の実施地域<br>⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類<br>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項<br>⑧ その他運営に関する重要な事項 | 平24厚令28<br>第19条                              |
| 16 勤務体制の確保等                 | (1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。<br><br>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。<br>ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。  | 平24厚令28<br>第20条第1項<br><br>平24厚令28<br>第20条第2項 |

| 主眼事項       | 着 眼 点  | 根 拠 法 令  |
|------------|--|--|
| 17 設備及び備品等 | (3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。<br><br>指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。  | 平24厚令28<br>第20条第3項<br><br>平24厚令28<br>第21条                              |
| 18 衛生管理等   | (1) 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。<br><br>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。  | 平24厚令28<br>第22条第1項<br><br>平24厚令28<br>第22条第2項                           |
| 19 掲示等     | (1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。<br><br>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要な事項の公表に努めているか。   | 平24厚令28<br>第23条第1項<br><br>平24厚令28<br>第24項第2項                           |
| 20 秘密保持等   | (1) 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。<br><br>(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。<br><br>(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 平24厚令28<br>第24条第1項<br><br>平24厚令28<br>第24条第2項<br><br>平24厚令28<br>第24条第3項 |
| 21 広告      | 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。   | 平24厚令28<br>第25条  |

| 主眼事項                       | 着 眼 点   | 根 拠 法 令   |
|----------------------------|---|---|
| 22 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>                                   | 平 24 厚令 28<br>第 26 条第 1 項<br><br>平 24 厚令 28<br>第 26 条第 2 項<br><br>平 24 厚令 28<br>第 26 条第 3 項 |
| 23 苦情解決                    | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> | 平 24 厚令 28<br>第 27 条第 1 項<br><br>平 24 厚令 28<br>第 27 条第 2 項<br><br>平 24 厚令 28<br>第 27 条第 3 項 |

| 主眼事項        | 着 眼 点  | 根 拠 法 令  |
|-------------|--|--|
|             | <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p> | 平24厚令28<br>第27条第4項<br><br>平24厚令28<br>第27条第5項<br><br>平24厚令28<br>第27条第6項<br><br>平24厚令28<br>第27条第7項 |
| 24 事故発生時の対応 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>   | 平24厚令28<br>第28条第1項<br><br>平24厚令28<br>第28条第2項<br><br>平24厚令28<br>第28条第3項                           |
| 25 会計の区分    | 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。   | 平24厚令28<br>第29条  |

| 主眼事項                           | 着 眼 点  | 根 拠 法 令  |
|--------------------------------|--|--|
| 26 記録の整備                       | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</li> <li>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画</li> <li>イ アセスメントの記録</li> <li>ウ サービス担当者会議等の記録</li> <li>エ モニタリングの結果の記録</li> </ul> </li> <li>③ 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知に係る記録</li> <li>④ 苦情の内容等の記録</li> <li>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul> | 平24厚令28<br>第30条第1項<br><br>平24厚令28<br>第30条第2項                         |
| 第4 変更の届出等                      | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の60で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。</p>   | 法第51条の25<br>第3項<br>施行規則第34条の60<br><br>法第51条の25<br>第4項<br>施行規則第34条の60 |
| 第5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い<br>1 基本事項 | <p>(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域計画支援に要した費用の額となっているか。)</p>  | 法第51条の17<br>第2項<br><br>平24厚告125の一<br>平18厚告539<br><br>法第51条の17<br>第2項 |

| 主眼事項                       | 着 眼 点   | 根 拠 法 令  |
|----------------------------|---|--|
| 2 計画相談支援費<br>(1) サービス利用支援費 | (2) (1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。<br><br>サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により</u> 、1月につき所定単位数を算定しているか。<br><u>① サービス利用支援費（I） 指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（相談支援専門員の平均員数）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</u><br><u>② サービス利用支援費（II） 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</u> | 平 24 厚告 125<br>の二<br><br>平 24 厚告 125<br>別表の 1 の注 1         |
| (2) 継続サービス利用支援費            | 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により</u> 、1月につき所定単位数を算定しているか。<br><u>① 継続サービス利用支援費（I） 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</u><br><u>② 継続サービス利用支援費（II） 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</u>   | 平 24 厚告 125<br>別表の 1 の注 2                                  |
| (3) その他                    | ① 指定特定相談支援事業者が、第3の11の(2)の⑥(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)、 <del>⑦⑨</del> 、 <del>⑧⑩</del> 若しくは <del>⑪から⑬</del> まで(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)又は第3の11の(3)の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。<br>② 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。  | 平 24 厚告 125<br>別表の 1 の注 3<br><br>平 24 厚告 125<br>別表の 1 の注 4 |

| 主眼事項 | 着 眼 点   | 根 拠 法 令             |
|------|---|---------------------|
|      | <p>③ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。</p> <p>④ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、<u>次に掲げる区分に応じ</u>、1月につき<u>705単位</u>それぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>ア サービス利用支援費(I) 552単位<br/>イ 継続サービス利用支援費(I) 602単位</p> | 平24厚告125<br>別表の1の注5 |
|      | <p>⑤ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、<u>次に掲げる区分に応じ</u>、1月につき<u>1,007単位</u>それぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>ア サービス利用支援費(I) 854単位<br/>イ サービス利用支援費(II) 125単位<br/>ウ 継続サービス利用支援費(I) 904単位<br/>エ 継続サービス利用支援費(II) 300単位</p>   | 平24厚告125<br>別表の1の注7 |
|      | <p>⑥ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行ったを行い、<u>継続サービス利用支援費(I)を算定した</u>場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき<u>112単位 9単位</u>を所定単位数から減算しているか。</p>   | 平24厚告125<br>別表の1の注8 |
|      | <p>⑦ 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合(①及び②に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>  | 平24厚告125<br>別表の1の注9 |

| 主眼事項                                | 着 眼 点  | 根 拠 法 令  |
|-------------------------------------|--|--|
| 3 利用者負担上限額管理加算<br><br><u>4 初回加算</u> | <p>指定特定相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p><u>指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の一に定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</u></p>   | 平24厚告125<br>別表の2の注<br><br><u>平24厚告125<br/>別表の3の注<br/>平27厚告180<br/>の一</u> |
| <del>4</del> 5 特定事業所加算              | <p>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の二に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、<u>次に掲げる区分に応じ</u>、1月につき<u>それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算しているか</u>。<u>ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない</u>。</p> <p>(1) 特定事業所加算(I) 500単位<br/>(2) 特定事業所加算(II) 400単位<br/>(3) 特定事業所加算(III) 300単位<br/>(4) 特定事業所加算(IV) 150単位</p>   | 平24厚告125<br>別表の34の注<br><br><u>平27厚告180<br/>の二</u>                        |
| <u>6 入院時情報連携加算</u>                  | <p><u>計画相談支援対象障害者等が医療法(昭和23年法第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(病院等)に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の三に定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</u><br/> <u>ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない</u>。</p> <p>(1) 入院時情報連携加算(I) 200単位<br/>(2) 入院時情報連携加算(II) 100単位</p> | 平24厚告125<br>別表の5の注<br><br><u>平27厚告180<br/>の三</u>                         |

| 主眼事項             | 着 眼 点  | 根 拠 法 令                         |
|------------------|--|---------------------------------|
| <u>7 退院・退所加算</u> | <u>障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法(昭和 22 年法第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)、生活保護法(昭和 25 年法第 144 号)第 38 条第 2 項に規定する救護施設若しくは同条第 3 項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法第 50 号)第 3 条に規定する刑事施設、少年院法(平成 26 年法第 58 号)第 3 条に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成 7 年法第 86 号)第 2 条第 7 項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法(平成 11 年法第 93 号)第 15 条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成 19 年法第 88 号)第 62 条第 3 項若しくは第 85 条第 3 項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第 62 条第 2 項の救護若しくは同法第 85 条第 1 項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合(同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき 3 回を限度として所定単位数を加算しているか。(4 の初回加算を算定する場合を除く。)。</u> | <u>平 24 厚告 125<br/>別表の 6 の注</u> |

| 主眼事項                     | 着 眼 点  | 根 拠 法 令                    |
|--------------------------|--|----------------------------|
| <u>8 居宅介護支援事業所等連携加算</u>  | <u>計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(指定居宅介護支援等)の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援を提供する指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)又は指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)(指定居宅介護支援事業所等といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)又は介護予防サービス計画(同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に協力した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。(当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内において、当該計画相談支援対象障害者等による当該指定居宅介護支援事業所等における指定居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除く。)。</u> | <u>平24厚告125<br/>別表の7の注</u> |
| <u>9 医療・保育・教育機関等連携加算</u> | <u>第1の(3)に規定する福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。)を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。(4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)。</u>   | <u>平24厚告125<br/>別表の8の注</u> |
| <u>10 サービス担当者会議実施加算</u>  | <u>指定継続サービス利用支援を行うに当たり、第3の11の(2)の⑪に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、同⑪に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u>  | <u>平24厚告125<br/>別表の9の注</u> |

| 主眼事項                      | 着 眼 点   | 根 拠 法 令                                    |
|---------------------------|---|--|
| <u>11 サービス提供時モニタリング加算</u> | <u>指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。</u>  | <u>平24厚告125<br/>別表の10の注</u>                |
| <u>12 行動障害支援体制加算</u>      | <u>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の四に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>   | <u>平24厚告125<br/>別表の11の注<br/>平27厚告180の四</u> |
| <u>13 要医療児者支援体制加算</u>     | <u>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の五に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>   | <u>平24厚告125<br/>別表の12の注<br/>平27厚告180の五</u> |
| <u>14 精神障害者支援体制加算</u>     | <u>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の六に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>   | <u>平24厚告125<br/>別表の13の注<br/>平27厚告180の六</u> |
| <u>15 地域生活支援拠点等相談強化加算</u> | <u>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の七に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(要支援者)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。(当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表の第2の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。)。</u> | <u>平24厚告125<br/>別表の14の注<br/>平27厚告180の七</u> |

| 主眼事項                        | 着 眼 点  | 根 拠 法 令   |
|-----------------------------|--|---|
| <u>16 地域体制強化<br/>共同支援加算</u> | <p>平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「厚生労働大臣が定める基準」の七に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に第 1 の(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 ヶ月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助(日中サービス支援型指定共同生活援助に限る。)を除く。)、地域移行支援又は地域定着支援を利用する者に対し、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合については、平成 24 年厚生労働省告示第 125 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表の 1 のイ中「1,458 単位」とあるのは「1,611 単位」と、「729 単位」とあるのは「806 単位」と、同 1 のロ中「1,207 単位」とあるのは「1,310 単位」と、「603 単位」とあるのは「655 単位」と、同 1 の注 6 中「減算する。」とあるのは「減算する。ただし、継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合は、1 月につき 50 単位を所定単位数から減算する。」と、「552 単位」及び「602 単位」とあるのは「705 単位」と、同 1 の注 7 中「854 単位」及び「904 単位」とあるのは「1,007 単位」と、「125 単位」とあるのは「202 単位」と、「300 単位」とあるのは「352 単位」と、同 1 の注 8 中「指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)」とあるのは「指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行い、サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)」と、「9 単位」とあるのは「112 単位」とし、別表の 3 の初回加算は算定しない。</p> | <p>平 24 厚告 125<br/>別表の 15 の注<br/>平 27 厚告 180<br/>の七</p> <p>平 30 厚告 102<br/>前文</p> |
|                             |  |   |